

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働者災害補償保険法に基づき、パニック障害に係る障害補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長が、○年○月○日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 2 請求人は、本件処分について、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し、○年○月○日付けで審査請求（以下「前回審査請求」という。）をしたところ、審査官が、同年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定（以下「第1回決定」という。）をしたことから、更にこの決定を不服として当審査会に、同月○日付けで再審査請求（以下「前回再審査請求」という。）をした。
- 3 当審査会は、○年○月○日付けで前回再審査請求を棄却する旨の裁決をした。
- 4 請求人は、前回審査請求及び前回再審査請求において不服とした原処分と同一の原処分である本件処分について、審査官に対し、○年○月○日付けで審査請求をしたところ、審査官が、○年○月○日付けでこれを却下する旨の決定（以下「第2回決定」という。）をした。
- 5 請求人は、当審査会に○年○月○日付けで再審査請求（以下「本件再審査請求」という。）をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

- 1 本件再審査請求について、再審査請求書の記載内容から、請求人は第1回決定を不服として、当審査会に改めて再審査請求をしたものと認められる。
請求人は、本件再審査請求において、前回再審査請求と同様に、本件処分の取消しを求めているが、同一の本件処分に対し、重ねて本件再審査請求をすることは許されないものである。

したがって、本件再審査請求は不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正することができないものであると判断する。

- 2 なお、仮に、本件再審査請求を、第2回決定を不服としてされたものとみたとし
ても、第2回決定は、本件処分について既に前回審査請求で判断しており重ねて
審査請求をすることはできず不適法なものであり、かつ、性質上その欠陥を補正
することができないとして却下しており、審査官の判断は妥当なものである。

したがって、本件再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべき
であると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、いずれにしても、請求人の本件再審査請求は、労働保
険審査官及び労働保険審査会法第50条において準用する同法第10条の規定に
より却下することとして、主文のとおり裁決する。